

障福第2628号
平成29年12月27日

小田原市個人情報保護運営審議会
会長 小室 充 孝 様

小田原市長 加 藤 憲 一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の改正について（諮問）

次の案件について、個人情報保護の観点から貴審議会の意見を求めたいので、小田原市個人情報保護運営審議会規則第2条の規定に基づき、諮問します。

諮問理由

平成28年1月1日から施行した小田原市個人番号の利用に関する条例等について、新たに個人番号を利用する事務を追加するため、一部改正しようとするに伴い、諮問するものです。

添付資料

- ・資料1 条例の改正について
- ・資料2 利用を予定している特定個人情報について
- ・資料3 神奈川県在宅重度障害者等手当制度について
- ・参考資料 新旧対照条文
- ・参考資料 改正前の条文

事務担当：障がい福祉課 岩本（461）